

5. 水害・土砂災害等の現状の課題と当面の進め方

(4) ソフト対策の当面の進め方

水害対策については、水害時の警戒避難体制の整備、強化に向け、市町村が実施する洪水ハザードマップの作成を支援します。

県内の河川の洪水予報については、それぞれの河川の管理者と地方気象台が共同で発表していますが、木曾川水系については、本年6月1日より、従来上下流を通して、中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同で発表していた予報文を、中流域と下流域の出水特性が異なることを踏まえ、中流域の洪水予報に関しては、木曾川上流河川事務所と岐阜地方気象台が共同で、下流域での洪水予報に関しては、木曾川下流河川事務所と名古屋地方気象台が共同で発表し、地域特性に適合した、より迅速な洪水予報を行うことになりました。

また、中小河川でも、洪水により大きな被害が生じる恐れのある河川もありますが、その洪水予報の実施には技術的な困難が伴います。このため県内では12の水位情報周知河川を指定し、特別警戒水位を設けることにより、水位情報の公表時に住民の警戒避難の目安となるような情報提供を実施しています。今後、都市部等を中心に新たな水位情報周知河川の指定を検討していきます。

また、CCTVカメラの増設等、インターネット等を通じた住民への洪水情報の提供内容の充実を図ります。

土砂災害対策については、市町村による避難勧告等に対し必要な情報が提供できるように、気象庁と連携した土砂災害警戒情報システムの構築を実施します。また、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、市町村による避難勧告等と一体的に的確な避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の指定推進や、土砂災害ハザードマップの公表配布、前述の気象庁連携による土砂災害警戒情報についても、その精度向上などを実施します。